

	内容	留意事項
準備工	・各雪氷基地の編成表の確認 ・作業打ち合わせ(KY活動)各基地に体制と予報の確認 ・体温測定 ・アルコールチェックを全員に実施 ・作業分担・配置の決定(クレーン操作者を玉掛け作業の責任者とする) ・作業前の打合せを行う ・資格の確認 ・使用機械・工具の点検(トンバック及び天井クレーン) ・作業現場の確認を行う ・使用車両の準備 ・薬液層の点検 ・保護具及び服装の確認 ・はい作業主任者の役割	・編成表の作成時に無資格者が偏らないような編成であるか確認を行う。 ・リスクアセスメントによる危険予知訓練の実施 ・各自体調管理を行う ・飲酒運転が絶対にないよう作業を行う ・メンテ雪氷当番からの安全指示事項による ・合図の確認を行う(緊急時に作業を停止させる合図を含む) ・資格者一覧表及びヘルメットのシールと資格証で資格の有無を確認する 安全日誌に確認結果を記録する。 ・無資格者は作業を行ってはならない。 ・有資格者による作業前点検(フック及び走行車輪、ワイヤーの損傷有無の確認を行う) 安全日誌に点検結果を記録する 点検を行い異常が認められた場合は専門修理業者を手配し、修理が完了してから操作をおこなう ・保管されているトンバック及び吊りかけ紐に損傷が無いか確認する ・運行前点検.各装備のチェック搭載備品の有無確認(積み荷の飛散対策) ・ウォッサムの使用前点検及びホースの点検 ・保護具の損傷の有無及び作業服の確認を行う ・はい作業主任者役割 : 別紙資料
作業中	・雪氷本部から積込の指示を受けてから積込をおこなう ・車両を移動させる ・天井クレーンにて凍結防止剤を兼用車に積込む作業 ・吊荷の下には入らない ・塩水の給水 ・車両管理システム(VIPS)の使用 ・凍結防止剤散布及び梯団作業 (別紙資料: 梯団除雪及び凍結剤散布)	・凍結防止剤及び塩水の積込みの量の確認を行う ・車両をバックさせる場合は必ず誘導を行う ・誘導員は助手席側後方と構造物との接触に特に留意する ・薬剤庫へ直線でバックできる位置に車両を付け、左右のミラーを交互に確認しながら徐行でバックし危険と判断した場合は止まって確認する、誘導線の有る場合は誘導線の沿ってバックする ・有資格者による作業の実施(天井クレーン・玉掛け) ・クレーンの操作は全体に見える番台の上で操作をおこなう ・トンバックは必ず1つづつ吊り積込む ・玉掛け者はフックへ吊り荷を掛けた後、クレーン操作者から見える位置へ離れた後、クレーン操作者へ動作と警笛で合図を行う ・玉掛け者は玉掛けの方法が不適切な場合や不安全な状態を認知した場合は作業を中断し、改善を行う ・クレーン操作者の地切りは30センチ以内の高さで一旦停止し、吊荷の振れの確認を行い振れるようであればフック位置の修正を行う ・操作者は玉掛け者が吊荷から離れたことを確認してからクレーン操作を行う ・クレーン操作者は進行方向の前方や荷振れ方向に人がいないことを確認し操作を行う ・頭上を運搬しないこと ・吊り荷移動中はクレーンの操作者は常に吊り荷の監視を行う ・玉掛け者は吊り荷下に第三者が立ち入らないように監視をおこない、立ち入った場合は直ぐにクレーン操作を中断させること ・塩水積込み用ホースの確実な取り付け ・車両管理システム(VIPS)を使用する【作業内容に伴い切り替えを行う】 使用しないときは確実に電源を切ること ・積込みバルブの確実な操作を行う
後片付け	・終礼の実施 ・使用機材等の片づけをする ・凍結防止剤及び塩水の量を確認し少なければ補充する ・洗車の実施	・リスクアセスメントによる危険予知訓練により実施 ・機材等の損傷等の確認をし翌日の作業に支障の無い様にする ・使用材料等の数量確認(数が少なければ本部に連絡調整を行う) ・洗車手順書により ・ホッパー内の洗車時に高所からの転落 ・洗車時に水の凍結による転倒 ・現場の整理整頓及び足元の確認 (作業報告書を担当者に提出する)

注意事項

- ・飲酒運転のないようチェックを確実に行う

・有資格者の確認及び資格書の携帯

・保護具の完全着用

・1人作業の禁止

作業編成(標準)	員数	資機材
責任者	1名	湿塩散布車
作業員	1名～3名	

安全器具・保護具確認

- ヘルメット・反射(自発光)チョッキ

警笛・安全帯